

# 嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 障がい者地域活動支援センター指導員 1名
2. 雇用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで  
(業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります)
3. 業務内容 (雇入れ直後)  
障がい者地域活動支援センター指導員  
・作業や訓練の支援  
・利用者の送迎、製品の運搬(軽自動車及びワゴン車の運転)  
・レクレーションや余暇活動の支援  
・書類作成(パソコン(ワード、エクセル等)を使っての作業)  
(変更の範囲)  
社会福祉協議会の業務全般
4. 勤務地 (雇入れ直後)  
大阪狭山市社会福祉協議会 指定管理施設  
障がい者地域活動支援センター  
大阪狭山市今熊1-8-2  
(変更の範囲)  
大阪狭山市社会福祉協議会、市役所南館
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人  
○障がい者施設やサービスでの就労経験のある人、又は、障がいのある人に対する理解がある人  
○普通自動車運転免許(AT限定可)を取得している人
6. 勤務条件等  
○給与 208,400円(月額)  
このほか、通勤手当・時間外勤務手当をそれぞれの規則に応じて支給  
○勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時15分  
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み  
※休日に勤務する場合は、振り替え  
○社会保険等 健康保険、厚生年金、労災・雇用保険加入  
○その他 大阪狭山市社会福祉協議会嘱託職員就業規則によるものとする。
7. 選考方法 小論文・面接試験  
○小論文については、テーマ「地域活動支援センターでの創作活動」について、400字詰原稿用紙2枚以内を書いて下さい。  
○小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出してください。  
○小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っていただいても結構です。(パソコン入力可)

8. 面接日及び場所

○日 時：応募者と相談

○場 所：大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター  
「さつき荘」  
大阪狭山市今熊1-85

9. 合否通知：面接実施後10日前後（全受験者に対し、合否にかかわらず連絡します）

10. 採 用：令和7年4月1日 嘱託採用

※試用期間は、採用日より3ヶ月間

※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は、採用を取消することがあります。

11. 受験手続

○受付期間：随時募集

○提出書類：(1)履歴書(写真貼付)(2)職務経歴書(3)小論文(4)運転免許証のコピー

12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会（担当：古根川・津田）

〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目85番地

TEL 072-367-1761